

第 2 . 感染症発生動向調査

1 . 調査の目的

平成 1 1 年 4 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により感染症発生動向調査事業が位置づけられており、感染症発生状況のより正確な把握と分析、積極的な情報提供・公開を一元的に行い、有効な予防対策の確立に資することを目的とする。

2 . 調査の対象

感染症を診断した医師等が報告の対象となる疾患は、一類感染症 7 疾患、二類感染症 6 疾患、三類感染症 1 疾患、四類感染症 3 0 疾患、五類全数把握対象 1 4 疾患及び定点把握対象 2 8 疾患であって、その内訳は次のとおりである。

- (1)一類感染症 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候(病原体が S A R S コロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
- (2)二類感染症 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
- (3)三類感染症 腸管出血性大腸菌感染症
- (4)四類感染症 E 型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、A 型肝炎、エキノкокクス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q 熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症、レプトスピラ症
- (5)五類感染症(全数把握対象疾患) アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く。)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症
- (6)五類感染症(定点把握対象疾患) R S ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、風しん、ヘルパンギーナ、麻しん(成人麻しんを除く。)、流行性耳下腺炎、インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザを除く。)、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、成人麻しん、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症

3 . 調査の方法

患者を診断した医師及び指定届出医療機関(患者定点)からの届出に基づき、保健所は県健康増進課にコンピュータ・オンラインにより伝送し、収集された患者情報は、衛生研究所疫学調査研究室(千葉県感染症情報センター)で、情報の疫学的分析、関係文献情報等を加え、週報や月報の形で関係機関に情報還元・提供を行っている。